

定期監査等結果に係る措置状況報告書

(令和8年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第 8 号

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

東大阪市監査委員	向 川 茂 弘
同	谷 中 克 行
同	山 崎 毅 海
同	西 村 潤 也

定期監査等結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

土 木 部	1
生 活 支 援 部	45
学 校 園	70

定期監査等結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 8 年 8 月 31 日

3. 監査結果に関する報告

令和 7 年 8 月 12 日監報第 2 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

土木部所管事務

<検討又は改善を要する事項>

道路管理課

1 調定事務について

当課では、道路占用料及び道路復旧事務監督費収入を徴収している。

ところで、財務規則第 18 条において、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、調定をし、直ちに調定書により会計管理者に通知しなければならないと規定されているが、1 か月分を一括して当月の末日に調定している。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

道路占用料及び道路復旧事務監督費収入について、令和 8 年 4 月より、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、調定をし、直ちに調定書により会計管理者に通知し、適正に事務処理を行っております。

2 道路台帳修正作業委託契約について

当課では、市道の維持管理の効率化及び整備済みの道路関連データを統合しシステム上で一元管理を行うことで、データ運用の高度化を図ることを目的に、業者と委託契約を締結している。

ところで、個人情報並びに特定個人情報等の取扱いに関する特記事項に規定している、作業責任者等の書面による報告及び個人情報等の取扱区域の書面による報告が、それぞれ行われていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
令和6年度道路台帳修正作業委託契約については、指摘後速やかに、委託事業者より、作業責任者等の書面による報告及び個人情報等の取扱区域について書面による報告を受領しました。また、令和7年度以降についても、適正に事務処理を行っております。

3 文書事務について

文書取扱規程第 39 条及び第 40 条において、文書の保存期間及び文書分類表について規定されている。

ところで、当該文書事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 10 年保存である要綱改正起案を誤った簿冊に分類し、5 年保存としているもの。
- (2) 発行した適格請求書の写しは、保存期間が 8 年である簿冊「適格請求書の写し（歳入）」に分類することになっているが、文書管理システム内の当該簿冊に保存していないもの。

措置内容

措置済
(1) 文書の保存期間及び文書分類表について、指摘後速やかに、適切な簿冊に綴りかえを行い、適正な事務処理を行っております。 (2) 発行した適格請求書の写しについて、指摘後速やかに、文書管理システム内の当該簿冊に保存し、適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

土木環境課

1 違法簡易屋外広告物除却業務等委託契約について

当課では、市内の道路上で違法に設置されている簡易看板等の撤去業務等について、公益社団法人東大阪市シルバー人材センターと委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第 117 条第 3 号に基づき契約保証金を免除しているが、起案に契約保証金を免除する理由を記載していないもの。
- (2) 契約書において、毎月業務実施報告書を作成し提出すると規定しているが、提出された実施報告書のうち就業確認表について一部規定の内容と異なっているもの。
- (3) 契約書において、全ての委託業務完了後、年間の報告書を作成し提出すると規定しているが、提出されていないもの。

措置内容

措置済

(1) 指摘事項につきましては、令和 8 年度委託契約時に、契約起案の摘要に免除する理由を記載し、適正な事務処理を行っております。

(2) 指摘事項につきましては、令和 8 年度委託契約時に、仕様書の一部見直しを行い、該当業者から毎月業務実績報告書を受領し、適正な事務処理を行っております。

(3) 指摘事項につきましては、指摘後すぐに当該委託業者より令和 6 年度年間報告書を受領し、7 年度年間報告書につきましては委託業務完了後すぐに受領し、適正な事務処理を行っております。

2 防犯カメラシステム賃貸借契約について

- (1) 文書取扱規程第 39 条及び第 40 条において、文書の保存期間及び文書分類表について規定されているが、事務機器借上関係書を誤った簿冊に分類し、保存しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (2) 予定価格の公表については、行政管理部が作成した業務委託契約・リース契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性が確保できないと認められる場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当課では、起案に事前公表とする具体的な理由を記載しないまま、入札に際して予定価格を事前に公表しているものが見受けられた。

事前公表は公表された予定価格等が目安となることで競争が制限され、業者の積算努力が損なわれるという側面がある。これを踏まえ慎重に判断した上で、事前公表とする場合は説明責任を果たせるようにその理由を明らかにされたい。

措置内容

一部措置済

(1) 指摘事項につきましては、令和 7 年 6 月に適切な簿冊に綴りかえし、適正な事務処理を行っております。

(2) 指摘事項につきましては、次回入札時には事前公表とする具体的な理由を記載し適正な事務処理を行ってまいります。

3 街路樹枯死樹木伐採及び補植工事について

当課では、街路樹枯死樹木伐採及び補植工事について業者と請負契約を締結している。

ところで、特記仕様書に規定している植樹保険付補償証明書が提出されていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
指摘事項につきましては、令和7年度請負契約時に、特記仕様書から植樹保険の加入の義務を削除し、違約金に関する特約条項を定め、適正な事務処理を行っております。

4 行政財産の目的外使用許可事務について

当課では、所管する土地の一部について行政財産の使用許可を行っている。

ところで、行政財産の目的外使用は、財務規則第 149 条第 1 項各号で規定する場合に限り許可することができる規定されているが、使用許可起案に根拠となる条項を記載していない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
指摘事項につきましては、令和 7 年度使用許可申請の際に、使用許可起案の資料に根拠となる条項を記載し、適正な事務処理を行っております。

5 法定外公共物の不法占用について

里道、水路等の法定外公共物における不法占用については、基礎調査を実施したものの、詳細調査が進んでいない現状にある。

財産管理上の観点からも速やかに詳細を把握し、きめ細かい指導と厳正な措置を講じ、不法占用の解消に努められたい。

措置内容

改善中

指摘事項につきましては、今後も詳細調査の予算増額や職員の増員を要望し、加えて、法定外公共物の積極的な払い下げのため業務委託を検討するなど、不法占用の解消に努めてまいります。

6 公用車の安全運転管理について

公用車の安全運転管理については、運転前後の酒気帯びの有無や運転免許証有効期限を確認し、安全運転管理確認表に記録するよう安全運転管理者から通知されている。

ところで、同確認表を作成していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
令和7年6月より、すべての公用車利用に際し、運転前後の酒気帯びの有無や運転免許証有効期限を確認し、安全運転管理確認表に記録しており、適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

自転車対策課

1 公の施設の指定管理について

当課が所管する自転車駐車場については、東大阪再開発株式会社が指定管理者として、市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 協定書に規定している個人情報の取扱いに関する特記仕様書を、起案に添付せずに回議しているもの。
- (2) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に規定している、個人情報の取扱区域の書面による報告が行われていないもの。
- (3) 協定書において、再委託の契約書に暴力団排除に関する条項を盛り込まなければならぬと規定しているが、盛り込まれていないもの。

措置内容

措置済
(1) 指摘事項につきましては、令和8年度の協定締結起案の際には、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付し、適正な事務処理を行っています。
(2) 指摘事項につきましては、令和7年度より個人情報の取扱区域の書面の報告を受け、適正な事務処理を行っています。
(3) 指摘事項につきましては、令和7年度より再委託の契約書に暴力団排除に関する条項が盛り込まれているかの確認を行い、適正な事務処理を行っています。

2 備品に準じる物品の管理について

備品以外の物品のうち、庁内 LAN パソコンを除くパソコンについては、物品管理台帳を作成し、管理するよう会計管理者から通知されている。

ところで、当課が所有するパソコンについて、物品管理台帳を作成していない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
指摘事項につきましては、指摘後速やかに物品管理台帳を作成し、適正に管理を行っています。

3 文書事務について

文書取扱規程第 39 条及び第 40 条において、文書の保存期間及び文書分類表について規定されている。

ところで、当該文書事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 指定管理者関係書を誤った簿冊に分類し保存しているもの。
- (2) 発行した適格請求書の写しは、保存期間が 8 年である簿冊「適格請求書の写し（歳入）」に分類することになっているが、誤った簿冊に分類し、保存しているもの。

措置内容

措置済
(1) 指摘事項につきましては、指摘後速やかに適切な簿冊へ登録修正を行い、適正な事務処理を行っております。
(2) 指摘事項につきましては、指摘後速やかに適切な簿冊へ登録修正を行い、適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

安全調整課

1 自転車用ヘルメット購入補助金交付事務について

当課では、道路交通法改正により、全ての自転車利用者に対して自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用が努力義務化されたことを受け、市民のヘルメット着用を促進し、交通事故被害を軽減することを目的に、ヘルメット購入者に対し、補助金を交付している。

ところで、補助金額を誤っているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

改善中

指摘事項につきましては、指摘後速やかに補助金額の修正を行い、対象者に対して返納いただくよう連絡いたしました。対象者のうち、1件は既に死亡されていることから、令和7年8月18日付で徴収停止処理を行いました。

その他の対象者につきましては、既に返納いただいております。今後も、法令等に則り適正な事務処理を行ってまいります。

2 契約事務について

- (1) 予定価格の公表については、行政管理部が作成した業務委託契約・リース契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性が確保できないと認められる場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当課では、起案に事前公表とする具体的な理由を記載しないまま、入札に際して予定価格を事前に公表しているものが見受けられた。

事前公表は公表された予定価格等が目安となることで競争が制限され、業者の積算努力が損なわれるという側面がある。これを踏まえ慎重に判断した上で、事前公表とする場合は説明責任を果たせるようにその理由を明らかにされたい。

- (2) 契約書に、暴力団排除に関する条項の一部を規定していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 契約書に、破産法等に基づく解除に係る違約金に関する条項の一部を規定していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
(1) 指摘事項につきましては、令和8年度の入札より予定価格を事後公表に変更し、適正な事務処理を行っております。
(2) 指摘事項につきましては、令和8年度の契約より暴力団排除に関する必要な条項を明記し、適正な事務処理を行っております。
(3) 指摘事項につきましては、令和8年度の契約より破産法等に基づく解除に係る違約金に関する必要な条項を明記し、適正な事務処理を行っております。

3 備品の管理について

財務規則第 193 条において、備品については、備品整理票を貼り付けるなどにより、品名、整理番号（以下「品名等」という。）を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、品名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
指摘事項につきましては、すべての備品に対して備品整理票を貼り付け、適正な事務処理を行っております。

4 公用車の安全運転管理について

公用車の安全運転管理については、運転前後の酒気帯びの有無や運転免許証有効期限を確認し、安全運転管理確認表に記録するよう安全運転管理者から通知されている。

ところで、同確認表を作成していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
指摘事項につきましては、安全運転管理確認表を令和7年8月分より作成し、適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

土木工営所

1 農業用排水路維持管理補助金交付事務について

当所では、都市農業の振興、環境の整備、洪水等の災害防止を図ることを目的とし、農業用排水路維持管理補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、土地改良区、水利組合、農業団体で水利権を有する者に対し、補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- （１） 要綱改正起案において、決裁区分が誤っているもの。
- （２） 文書取扱規程第 39 条及び第 40 条において、文書の保存期間及び文書分類表について規定されているが、10 年保存である要綱改正起案を誤った簿冊に分類し、5 年保存としているもの。
- （３） 提出された収支予算書及び収支決算書では、支出の内訳が補助対象経費であるかについて、確認できないもの。
- （４） 事業完了書に添付されている領収証書が不足しているもの。
- （５） 企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、購入備品等に補助事業であることの表示を義務付けるように定められているものの、義務付けていないもの。
- （６） 地方自治法第 232 条の 5 第 1 項において、普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができないと規定されているが、一部において、債権者以外への支払に必要な委任状の提出がないもの。

措置内容

一部措置済

(1) 今後、要綱改正を行う際には、事務専決規程に基づき、決裁区分を確認の上、適正な事務処理を行ってまいります。

(2) 指摘事項につきましては、指摘後速やかに適切な簿冊に分類し直し、適正な事務処理を行っております。

(3) 各水利団体から聞き取りを行ったところ、複数の市町村にまたがって水路を管理する団体については、収支を市町村別に区分することが困難であり、本市の補助対象経費に係る収支に関する書類の提出は困難であるとの回答がありました。令和8年度も、引き続き各水利団体に対し、当該書類の提出を求めてまいります。

(4) 事業完了書に添付する領収証書が不足していた団体に対し、不足分の提出を求めましたが、事後に提出することは困難であるとの回答がありました。令和8年度も、引き続き各水利団体に対し、領収証書の提出を求めてまいります。また、部内で是正に向けた対応の検討を進めております。

(5) 指摘事項につきましては、令和8年度の補助金交付申請の際に、購入備品等に補助事業であることの表示が必要な旨を説明しております。今後、購入備品等への表示を義務付け、適正な事務処理を行ってまいります。

(6) 指摘事項につきましては、指摘後、令和7年9月以降に各水利団体に対し、債権者以外への支払いには、委任状が必要である旨の説明をするとともに、令和7年度の事業完了届の提出時に、委任状を提出書類に追加しました。以後、委任状の提出を受け、適正に事務処理を行っております。

2 街路樹剪定等業務委託について

当所では、街路樹の剪定及び病虫害の防除等の適正な維持管理により、健全な樹木育成を図り、安全な道路環境を市民に提供することを目的に、業者と委託契約を締結している。

ところで、仕様書において、その他仕様書に記載なきものについては、担当職員と協議し、協議内容を業務打合簿に記入し提出すると規定しているが、提出されていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
指摘事項につきましては、受託事業者から令和8年4月10日付で、業務打合簿の提出を受け、適正に事務処理を行っております。

3 備品の管理について

財務規則第 193 条において、備品については、備品整理票を貼り付けるなどにより、品名、整理番号を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、整理番号を誤って表示しているものが見受けられた。

措置内容

措置済
指摘事項につきましては、指摘後速やかに整理番号の表示を修正し、適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

土木工営所東分室

1 土木維持工事について

当所では、土木維持工事について単価契約している業者と請負契約を締結している。

ところで、工事施工規程第 14 条において、工事執行者は工事の契約が成立したときは、受注者から工事費内訳明細書、工事工程表その他必要な書類を提出させると規定されているが、工事工程表が提出されていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

土木維持工事における工事工程表の提出につきましては、令和 7 年度施工中のものより適正に事務処理を行っております。

2 文書事務について

文書取扱規程第 40 条第 3 項において、文書分類表の項目の新設若しくは廃止又は文書分類表の項目の内容の変更については、法務文書課長に依頼しなければならないと規定されている。

ところで、法務文書課長に依頼しないまま、文書分類表の項目を新設しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
文書分類表の項目の新設若しくは廃止又は文書分類表の項目の内容の変更について、法務文書課長への依頼手続きを経て行うことについては、令和 7 年 6 月より適正に実施しております。

<検討又は改善を要する事項>

土木工営所西分室

西地区公共雨水桝等点検清掃業務委託（No.2）契約事務について

当所では、西地区公共雨水桝等点検清掃業務について、業者と単価契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- （１） 文書取扱規程第 40 条第 3 項において、文書分類表の項目の新設若しくは廃止又は文書分類表の項目の内容の変更については、法務文書課長に依頼しなければならないと規定されているが、法務文書課長に依頼しないまま、文書分類表の保存期間を変更しているもの。
- （２） 設計図書起案において、決裁区分が誤っているもの。
- （３） 契約書に、暴力団排除に関する条項を規定していないもの。

措置内容

措置済

- （１）指摘事項につきましては、令和 7 年 8 月に法務文書課長に依頼し、「委託業務関係書」の簿冊を新設して使用することとし、以後、適正な事務処理を行っております。
- （２）設計図書起案で、決裁区分が誤っているものにつきましては、事務専決規程に基づき、決裁区分を確認の上、令和 7 年 5 月より適正な事務処理を行っております。
- （３）契約書に、暴力団排除に関する条項を規定していないものにつきましては、令和 7 年度の契約より暴力団排除に関する条項を規定し、適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

道路用地課

1 資金前渡事務について

当課では、財務規則第41条の規定に基づき、駐車場使用料について、毎月、資金の前渡を受けている。

ところで、前渡資金を使用せず立替払をしているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

指摘事項につきましては、立替払いとならないように前渡資金交付後に支出を行うよう徹底し、令和7年5月より適正な事務処理を行っております。

2 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 起案に随意契約に係る根拠条項及び具体的な理由を明記していないもの。
- (2) 契約保証金を免除しているが、起案に契約保証金免除の根拠となる条項を記載していないもの。
- (3) 契約書に、受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合は、発注者の発行する委託業者証を携帯しなければならないと規定しているが、委託業者証を発行していないもの。

措置内容

措置済
(1) 指摘事項につきましては、契約締結起案に随意契約に係る根拠条項及び具体的な理由を明記し、令和7年5月より適正な事務処理を行っております。
(2) 指摘事項につきましては、契約締結起案に契約保証金免除の根拠となる条項を記載し、令和7年5月より適正な事務処理を行っております。
(3) 指摘事項につきましては、実態に基づき、必要に応じて委託業者証を発行できるよう契約書の条項を見直し、令和7年10月より適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

道路整備課

1 財産管理について

当課では、道路改良事業のために取得した土地の残地を所管しているが、長瀬北 16 号線残地においては、フェンスで囲った状態で管理している状況が続いている。

前回の監査でも指摘しているが、本来の行政目的が消滅したと考えられる財産について、売却も含めた土地の活用について、早急に対応されたい。

措置内容

改善中

売却に向け隣接地土地所有者との境界確定に取り組んでおりますが、1 件隣接地土地所有者との境界確定が未確定の状況です。今後も未確定な箇所の隣接地土地所有者と協議を進め、早期に境界確定を行い、売却に向け取り組んでまいります。

2 公用車の安全運転管理について

公用車の安全運転管理については、運転前後の酒気帯びの有無や運転免許証有効期限を確認し、安全運転管理確認表に記録するよう安全運転管理者から通知されている。

ところで、同確認表に記録がないものが多数見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
令和7年4月から安全運転管理表の記載について、改めて徹底し、適正な事務処理を行っています。

<検討又は改善を要する事項>

街路整備課

1 資金前渡事務について

当課では、財務規則第41条の規定に基づき、駐車場使用料について、毎月、資金の前渡を受けている。

ところで、前渡資金を使用せず立替払をしているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

指摘事項につきましては、追加の資金前渡の手続きが間に合わなかったため発生したもので、緊急時でも対応できるように資金前渡の額を引き上げ、令和7年度より適正な事務処理を行っています。

2 行政財産の目的外使用許可事務について

当課では、所管する土地の一部について行政財産の使用許可を行っている。

ところで、行政財産の目的外使用は、財務規則第 149 条第 1 項各号で規定する場合に限り許可することができる規定されているが、使用許可起案に根拠となる条項を記載していない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
指摘事項につきましては、令和7年度より根拠条項を記載し、適正な事務処理を行っています。

3 文書事務について

文書取扱規定第 39 条及び第 40 条において、文書の保存期間及び文書分類表について規定されている。

ところで、道路交通法第 80 条の規定に基づく所轄警察への照会文書を誤った簿冊に分類し、保存しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
指摘事項につきましては、監査ご指摘後すぐに適切な簿冊へ登録修正をおこない、適正な事務処理を行っています。

<検討又は改善を要する事項>

みどり景観課

森林保全啓発事業業務委託契約について

当課では、森林保全に関する啓発を目的とし、市民に対して行うクラフト体験等について業者と委託契約を締結している。

ところで、財務規則第 108 条において、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定により随意契約によろうとする場合は、予定価格が 50,000 円以下であるとき又は契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき若しくは 2 人以上の者から見積書を提出させることが困難なとき等の例外を除いては、2 人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されているが、起案に例外規定に該当する具体的な理由を記載しないまま、1 人の者からの見積書により契約を締結している。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

指摘事項につきましては、令和 7 年度の委託契約締結に係る起案において、例外規定に該当する具体的な理由を記載した上で契約を締結しています。

森林保全啓発事業は令和 7 年度をもって終了していますが、他の業務においても同様の取扱いを行い、適正な事務処理を行っています。

<検討又は改善を要する事項>

公園課

1 公園使用料及び占用料の徴収事務について

当課では、都市公園条例に基づき公園使用料及び占用料を徴収している。

ところで、財務規則第 33 条第 1 項において、納期限までに納入がないときは、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならないと規定されているが、督促を行っていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

公園使用料及び占用料の徴収事務について、令和 7 年 8 月 25 日付で督促状の送付により督促を行い、適正な事務処理を行っております。

2 公園愛護会助成金について

当課では、都市公園等の環境整備を図るため、都市公園等の環境整備助成金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、住民等で構成され、公園施設の保存、拡充、清掃、その他都市公園等内の環境整備を自主的に行う団体である公園愛護会に対し、助成金を交付している。

ところで、当該助成金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- （１） 文書取扱規程第 39 条及び第 40 条において、文書の保存期間及び文書分類表について規定されているが、10 年保存である令和 2 年度要綱改正起案を誤った簿冊に分類し、5 年保存としているもの。
- （２） 令和 4 年度要綱改正起案が見当たらないもの。
- （３） 企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、購入備品等に補助事業であることの表示を義務付けるように定められているものの、義務付けていないもの。
- （４） 地方自治法第 232 条の 5 第 1 項において、普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができないと規定されているが、一部において、債権者以外への支払に必要な委任状の提出がないもの。

措置内容

措置済

- (1) 令和2年度要綱改正起案の簿冊について、令和7年7月に簿冊の修正を行い、適正に処理いたしました。
- (2) 令和8年2月の要綱改正分については、確実に起案処理を行いました。今後も適正な事務処理を行ってまいります。
- (3) 購入備品等への補助事業であることの表示の義務付けについて、令和8年2月の要綱改正内容に表示義務について規定いたしました。
- (4) 債権者以外への支払に必要な委任状の提出について、令和8年2月に助成金請求書様式の改正を行い、令和7年度助成金の請求分より委任状の提出を受け、適正な事務処理を行っております。

3 公の施設の指定管理について

都市公園条例第 17 条及び同条例施行規則第 13 条に規定する特定公園及び有料公園施設については、花園中央公園とその他の特定公園をそれぞれ別の指定管理者が、市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 文書取扱規程第 40 条第 3 項において、文書分類表の項目の新設若しくは廃止又は文書分類表の項目の内容の変更については、法務文書課長に依頼しなければならないと規定されているが、法務文書課長に依頼しないまま、文書分類表の保存期間を変更しているもの。
- (2) 有料公園施設及び特定公園第 1 回指定管理予定候補者選定委員会選定部会において、募集要項等の内容を修正することが決定されたものの、当該修正内容を決定するための起案を行っていないもの。
- (3) 協定書において、防火管理者を定め、書面で市に通知すると規定しているが、通知されていないもの。
- (4) 備品管理システムに登録されていない備品や現物が存在しない備品等を貸与物品として仕様書に規定しているもの。
- (5) 財務規則第 193 条において、備品については、備品整理票を貼り付けるなどにより、品名、整理番号を表示しなければならないと規定されているが、備品整理票の貼付等がないまま使用、保管されているもの。
- (6) 再委託承諾申請書において、再委託料の額が誤って記載されているもの及び再委託料の記載が漏れているもの。
- (7) 協定書において、再委託の契約書に暴力団排除に関する条項を盛り込まなければならないと規定しているが、確認していないもの。
- (8) 指定管理者と徴収及び還付事務委託契約を締結しているが、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づく告示について、遅延しているもの。
- (9) 協定書に規定している利用料の収入実績及び減免内容が、事業報告書に記載されていないもの。
- (10) 花園中央公園駐車場料金に係るダイナミックプライシング制の試行導入及び追納金の納付に関する協定について、締結が遅延しているもの。

措置内容

一部措置済

- (1) 文書分類表の項目の内容について、令和7年7月8日付で法務文書課へ保存済み簿冊の修正を依頼し、適正に処理いたしました。
- (2) 募集要項等の内容の修正決定起案について、今後、新たな指定管理者を募集する際等に、募集要項等を修正する場合、起案処理することを徹底し適正な事務処理を行ってまいります。
- (3) 防火管理者に関する通知について、当該施設は防火管理者を定める必要がない規模の施設であるため、防火管理者の配置及び通知を受けていないものです。実態に即した協定書の内容とするため、令和9年度の協定書に、必要に応じて防火管理者を定めることなどを記載し、適正な事務処理を行ってまいります。
- (4) 令和8年度より備品の整理に着手し、備品管理システムに登録されている備品の現物確認を行っている状況です。引き続き確認作業を行い、登録内容や書類等の整合を図ってまいります。
- (5) (4)と同様であり、備品の整理を行い備品整理票の貼付等を適切に実施してまいります。
- (6) 再委託承諾申請書の誤記載及び記入漏れについて、令和7年7月に指定管理者に対し当該申請書の修正を指示し再提出を受けました。
- (7) 再委託契約書の暴力団排除に関する条項の確認について、令和7年7月に未確認となっていた契約書の提出を受け、暴力団排除に関する条項の確認を行いました。
- (8) 徴収及び還付事務委託契約の告示について、令和8年度契約分については令和8年4月10日付で告示を行いました。今後も、遅滞なく適正な事務処理を行ってまいります。

（９） 利用料の収入実績及び減免内容の事業報告書への記載について、令和６年度分の報告書より協定書の規定に基づいた事業報告書の提出を受けております。

（１０） 花園中央公園駐車場料金に係るダイナミックプライシング制の試行導入及び追納金の納付に関する協定締結について、令和８年度分については４月に締結しており、適正な事務処理を行っております。

4 出納員印の管理について

出納員印については、毎週金曜日に出納員が出納員印の保管状況の確認を行い、公印（出納員印）保管確認簿に確認した旨を記入するとともに、毎月の最終確認日には出納員及び担当職員が、その月における出納員印の保管状況に問題がなかったことを確認し、公印（出納員印）保管状況報告書の該当月の決裁欄に署名又は押印するよう会計管理者から通知されている。

ところで、公印（出納員印）保管状況報告書は作成しているが、公印（出納員印）保管確認簿は作成していない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
公印（出納員印）保管確認簿について、令和7年6月分より作成し、適正な事務処理を行っております。

5 行政財産の目的外使用許可事務について

当課では、所管する土地の一部について行政財産の使用許可を行っている。

ところで、行政財産の目的外使用は、財務規則第 149 条第 1 項各号で規定する場合に限り許可することができる規定されているが、使用許可起案に根拠となる条項を記載していない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
行政財産の目的外使用許可の根拠について、令和 8 年度起案分より根拠条項を記載する欄が設けられた資産経営課の新様式を用いることで、適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

河川課

1 長瀬川水路維持管理業務委託契約について

当課では、長瀬川水路の維持管理業務について、本市を含む３市と土地改良区で協定を交わし委託契約を締結している。

ところで、契約保証金を免除しているが、起案に契約保証金免除の根拠となる条項を記載していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
契約保証金免除の根拠となる条項の記載漏れにつきましては、令和７年度の契約より記載しており、適正な事務処理を行っています。

2 行政財産の目的外使用許可事務について

当課では、所管する土地の一部について行政財産の使用許可を行っている。

ところで、当該使用許可事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 行政財産の目的外使用は、財務規則第 149 条第 1 項各号で規定する場合に限り許可することができると規定されているが、使用許可起案に根拠となる条項を記載していないもの。
- (2) 許可書の日付が、実際に許可した日より前の日付になっているもの。

措置内容

措置済
(1) 使用許可起案における根拠となる条項の不記載につきましては、令和 7 年度の許可起案より記載しており、適正な事務処理を行っています。 (2) 許可書の日付不備につきましては、誤った許可書を回収し、令和 7 年 7 月に適正な許可書を再発行しました。

3 河川法に基づく許可事務について

当課では、河川法第 24 条及び第 26 条の規定に基づき、河川区域内の土地の占用の許可及び工作物の新築等の許可に係る事務を行っている。

ところで、許可書に添付された許可条件において、占用料の徴収根拠となる条例の名称を誤って記載している。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
占用料の徴収根拠となる条例の名称誤りにつきましては、令和 7 年度より許可書作成事務をシステム化し条件選択型により許可書の発行をしており、適正な事務処理を行っています。

4 備品の管理について

財務規則第 193 条において、備品については、備品整理票を貼り付けるなどにより、品名、整理番号（以下「品名等」という。）を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、品名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
備品への備品整理票の表示漏れにつきましては、指摘後すぐにラベルプリンターにより備品整理票の貼り付けを行っています。

定期監査等結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 8 年 9 月 1 日

3. 監査結果に関する報告

令和 8 年 4 月 10 日監報第 1 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

生活支援部所管事務

<検討又は改善を要する事項>

生活福祉課

1 資金前渡事務について

当課では、財務規則第 41 条の規定に基づき、駐車場使用料について、資金の前渡を受けている。

ところで、前渡資金を使用せず立替払をしているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

駐車場使用料について、令和 8 年 2 月より、前渡資金から駐車場使用料を支払うよう適正な事務処理を行っております。

2 生活保護費仕分搬送業務委託契約について

当課では、生活保護費仕分搬送業務について、業者と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 個人情報を取り扱うにもかかわらず、契約書等に個人情報の取扱いに関する特記事項を規定していない。

適正な事務処理をされたい。

- (2) 仕様書において、搬送に際し費用が必要な場合は委託先の負担とすると規定しているものの、搬送先である福祉事務所において、駐車場使用料を免除している。

仕様書の内容を共有し、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
(1) 令和8年度の委託契約書において、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を追加し、個人情報の取り扱いについて規定しております。
(2) 令和8年度の委託契約の仕様書において、「駐車代が必要な場合は委託先の負担とする」という文言を削除し、各福祉事務所にその旨の共有を徹底し、適正に運用しております。

3 契約事務について

当課では、生活保護診療報酬明細書点検等と診療報酬明細書を活用した健康管理支援等業務並びに生活保護受給者就労等支援事業及び生活困窮者自立支援関係事業について、公募型プロポーザル方式により業者を決定し、委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 行政管理部が作成した手引きでは、公募開始から提案書提出までの期間は1か月程度とされているが、公募開始から提案書の提出の期間を十分に設定していないものが見受けられた。

公募期間を十分に確保しない場合、提案事業者の参加機会が損なわれ、公平性、透明性、競争性が発揮されないおそれがある。適正な事務処理をされたい。

- (2) 選定結果を公表していない。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 個人情報の取扱いに係る作業責任者等の書面による報告及び個人情報等の取扱区域の書面による報告の記載内容が明確でないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
(1) 令和8年度のプロポーザルにおきましては、行政管理部が作成した手引きを参照し、公募開始日を5月1日、提案書の提出締切日を6月4日として、公募開始から提案書の提出の期間を十分に設定しました。
(2) 令和8年度の選定結果につきまして、市ウェブサイトに掲載して公表しました。
(3) 令和8年2月に「作業責任者及び作業従事者並びに個人情報を取り扱う場所の書面による報告」の修正を委託事業者に依頼し、書面にて再受領しました。

4 生活保護等システム機器賃貸借契約について

当課では、生活保護等システム機器の賃貸借について、業者と長期継続契約を締結している。
ところで、令和7年度の支出負担行為が決裁されないまま、賃借料を支出している。
適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
令和8年度につきましては、適正に支出負担行為の決裁を行っております。

5 戦没者追悼のつどい事業補助金交付事務について

当課では、戦没者に対し追悼の誠を捧げ、恒久平和を祈念するとともに戦没者遺家族を慰藉することを目的として、戦没者追悼のつどい事業補助金交付要綱を制定し、東大阪市遺族会が実施する戦没者追悼のつどい事業に対し、補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第 37 条第 4 項において、補助金における支出負担行為の整理時期は交付決定のときと規定されているが、交付決定起案に支出負担行為書を添付していないもの。
- (2) 補助事業として実施した活動について、内容や参加者数などの詳細な実績報告の提出を求めておらず、計上されている経費が補助対象経費か確認できないもの。
- (3) 企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準（以下「運用基準」という。）において、補助率の上限は原則 2 分の 1 以内と規定されているものの、政策的判断を明確に示すことなく、2 分の 1 を超えて補助金を交付しているもの。
- (4) 運用基準において、事業広報等に補助事業であることの表示を義務付けるよう規定されているものの、義務付けていないもの。

措置内容

一部措置済

(1)

令和8年度につきましては、財務会計システムで支出負担行為の処理を適切に実施しております。

(2)

令和8年度の実績報告にあたりましては、経費が補助事業に該当するかどうかを明確にするため、内容や参加者数、案内を送付した件数等、詳細な内容を記載していただくよう、令和8年7月に東大阪市遺族会事務局に説明いたしました。

(3)

指摘事項につきましては、企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準で定められている補助率の上限を上回る補助を行う政策的な根拠を明示するため、令和8年度交付決定起案より、当該事業の政策的な必要性及び補助率が2分の1を超える理由を明記し、適正な事務処理を行っております。

(4)

令和8年度以降、東大阪市遺族会が戦没者追悼のつどいに関して案内文にて周知を図る際には、案内文に市の補助事業であることを明記していただくよう、令和8年7月に東大阪市遺族会事務局に説明いたしました。

6 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。また、同規則第 193 条において、備品については、備品整理票を貼り付けるなどにより、品名、整理番号（以下「品名等」という。）を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものや、品名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
令和 8 年 1 月に現物が見当たらないものについては廃棄の処理を行い、品名等を表示していないものについては備品整理票を貼り付けしております。

7 公印の管理について

公印については、毎週末に公印取扱責任者等が公印の確認後、公印保管確認簿に確認した旨を記入するとともに、月末には公印管守者及び公印取扱責任者が、公印及び該当月の公印保管確認簿を確認のうえ、公印保管状況報告書の該当月の欄に署名又は押印するよう行政管理部法務文書課長から通知されている。

ところで、公印保管状況報告書は作成しているが、公印保管確認簿は作成していない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
令和8年2月より公印保管確認簿を整備いたしました。

8 公用車の安全運転管理について

公用車の安全運転管理については、運転前後の酒気帯びの有無や運転免許証有効期限を確認し、安全運転管理確認表に記録するよう安全運転管理者から通知されている。

ところで、同確認表に記録がないものが多数見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
令和８年度以降につきましては、運転前と運転後に所属長または総括主幹に運転者及び車両番号の報告を行い、その都度記録を行っております。

9 嘱託医報酬に係る要綱改正事務について

当課では、生活保護嘱託医の業務に関して、生活保護嘱託医の委嘱等に関する要綱（以下「要綱」という。）を制定している。

ところで、要綱改正起案において、決裁区分を誤っている。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

改善中

当要綱については、嘱託医の報酬に関する内容であったため、輕易なものかどうかの区別なしに部長決裁としていたものでございます。今後につきましては、適正なルートで回議するよう努めてまいります。

<検討又は改善を要する事項>

生活支援課

1 契約事務について

当課では、ひきこもり等支援事業及び子どもの学習支援事業について、公募型プロポーザル方式により業者を決定し、委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 公募実施起案に、公募型プロポーザル方式を選定した理由を明記していないもの。
- (2) 公募実施起案の決裁区分を誤っているもの。
- (3) 選定結果を公表していないもの。
- (4) 個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者の報告を求めているもの及び書面による報告が行われていないもの並びに個人情報を取り扱う場所の書面による報告が行われていないもの。

措置内容

措置済

(1) 指摘事項につきましては、令和7年度公募実施分の事業より、契約課作成のプロポーザルの手引きを確認の上、公募実施起案にプロポーザル方式を採用する理由を明記し、適正な事務処理を行っております。

(2) 指摘事項につきましては、令和7年度公募実施分の事業より、事務専決規程に基づく決裁区分を確認の上、適切な決裁権者による決裁を受け、適正な事務処理を行っております。

(3) 指摘事項につきましては、令和7年度公募実施分の事業より、選定結果を市ウェブサイト上で公表し、適正な事務処理を行っております。

(4) 指摘事項につきましては、令和8年2月に委託事業者へ作業責任者及び作業従事者並びに個人情報を取り扱う場所に関する書面の提出を求め、受領いたしました。今後は、委託事業者が個人情報を取り扱う際の必要書類の提出状況を確認し、適正な事務処理を行ってまいります。

2 民生委員・児童委員活動広報啓発事業補助金交付事務について

当課では、民生委員・児童委員活動広報啓発事業補助金交付要綱を制定し、東大阪市民生委員児童委員協議会連合会（以下「連合会」という。）が実施する広報啓発事業及び関係事業に対し、補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- （１） 交付申請書に連合会全体の事業計画書及び収支予算書が添付されており、補助対象かどうかの判別が困難になっているもの及び補助対象事業の一部が事業計画書に記載されていないもの。
- （２） 実績報告において、補助対象経費として認め難い経費が一部含まれているもの。
- （３） 企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助率の上限は原則 2 分の 1 以内と定められているものの、政策的判断を明確に示すことなく、2 分の 1 を超える補助金を交付しているもの。

措置内容

措置済
（１） 指摘事項につきましては、補助対象事業及び経費の適正な審査のため、令和 8 年度交付申請より、補助対象事業の事業計画書及び収支予算書の提出を求め、必要な資料を書面にて受理し、適正な事務処理を行っております。 （２） 指摘事項につきましては、令和 7 年度実績報告において、当該経費を補助対象経費から除外した報告書を東大阪市民生委員児童委員協議会連合会より受理いたしました。今後は、補助対象経費の選定にあたって、企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準に則った審査を行い、適正な事務処理を行ってまいります。 （３） 指摘事項につきましては、企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準で定められている補助率の上限を上回る補助を行う政策的な根拠を明示するため、令和 8 年度交付決定起案より、当該事業の政策的な必要性及び補助率が 2 分の 1 を超える理由を明記し、適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

福祉事務所共通

1 生活保護費の収入未済について

生活保護法（以下「法」という。）第 63 条において、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、市に対して速やかに返還しなければならないと規定されている。

また、法第 78 条においては、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がいるときは、市長はその者から徴収することができると規定されている。

ところで、収入増があった場合等の戻入金も含めた生活保護費の収入未済額は、令和 6 年度末時点で福祉事務所合計 1,346,723,422 円であり、多額となっている。

滞納者に対し返済指導を十分行くとともに、特に、法第 78 条に係るものについては、本来生活保護費として支給されるべきものではないものが、公金から支給されていることを鑑み、更なる回収に努められたい。（東・中・西各福祉事務所）

措置内容

改善中

令和 7 年度末時点の戻入金も含めた生活保護費の未収金は福祉事務所合計 1,320,366,950 円となっており、不納欠損額は福祉事務所合計 85,198,172 円となっております。

引き続き、債権管理事務マニュアルに基づき、督促・催告を適正に行い、納付指導を通じて生活保護費の返還金・徴収金の債権管理と回収に取り組んでまいります。受給継続世帯では保護費からの調整等による収納を促進し、廃止世帯では関係課との連携を強化し、適正な回収に努めてまいります。

2 緊急小口生活資金貸付金の未収金について

福祉事務所では、緊急小口生活資金貸付基金を原資として、怪我や病気など不測の事故の出費により緊急に生活の資金が必要となった者に対し貸付を行っている。令和 6 年度末の基金総額は 53,590,335 円で、このうち貸付運用額は 33,675,547 円となっており、すべてが償還期限を経過した未収金である。

適正な債権管理を行った上で、未収金の早期回収に努められたい。(東・中・西各福祉事務所)

措置内容

改善中
令和 8 年 4 月 1 日付の基金廃止に伴い、緊急小口生活資金貸付金の未収金 5,114,000 円は令和 8 年 3 月 31 日付で一般会計へ移管されました。令和 8 年度以降は、一般会計において当該未収金の回収及び債権管理を行っております。当該未収金については、生活支援課と福祉事務所との間で実施した協議や検討会議の内容を踏まえ、今後もマニュアルに従い、適切な管理及び回収に努めてまいります。

3 出納員事務について

福祉事務所の次長は、出納員として財務規則（以下「規則」という。）に規定する収納事務を所管している。

ところで、当該出納員事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 規則第 206 条の 7 において、出納員は現金出納簿を備え付けなければならないと規定されているものの、備え付けられていないものや要件を満たしていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。（中福祉事務所）

- (2) 規則第 26 条の 2 第 4 項において、出納員は収納金を即日又はその翌日に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、生活保護つなぎ資金借受人からの償還金について、払込みが長期間遅延しているものが見受けられた。

今後、事故防止のチェック機能を含め、現金の取扱いについて安全管理の徹底を図ることが重要であり、適切な手順に従った事務処理を徹底し、内部統制が機能する執行体制を構築されたい。（西福祉事務所）

措置内容

措置済
(1) 指摘事項につきましては、令和 8 年 4 月より、備え付けられていなかった現金出納簿を新たに備え付け、要件を満たしていなかったものについては、要件を満たすように改めております。今後も適正な事務処理を行ってまいります。
(2) 指摘事項につきましては、本来返納があった場合、おおよそ月 1 回、月ごとに受給者より返納が完了してから銀行へ納付するものと認識しており、納付の遅れが出ておりました。 ご指摘を踏まえ、令和 8 年 2 月より適切な手順に従った事務処理を徹底し、内部統制が機能する執行体制を構築、適正な事務処理を行っております。

4 老人クラブ補助金交付事務について

福祉事務所では、老人福祉法第 13 条第 2 項に基づき、高齢者の生活を健全で豊かなものとし、もって高齢者福祉の増進に質することを目的とし、老人クラブ補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、老人クラブに対し、補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要綱において、補助の対象となる老人クラブは、おおむね 60 歳以上の者をもって組織すると規定されているが、交付申請時の会員名簿に生年月日の記載がなく、年齢が確認できないもの。（東・中・西各福祉事務所）
- (2) 要綱において、補助の対象となる老人クラブは、活動費に充てるため定期的に会費を徴収し、民主的に運営されるよう規定されているが、会費を徴収していない老人クラブに補助金を交付しているもの。（西福祉事務所）
- (3) 要綱において、補助対象経費が規定されているが、歳入歳出予算書及び歳入歳出決算書に、補助対象外経費が計上されているもの。（西福祉事務所）
- (4) 財務規則第 37 条第 4 項において、補助金における支出負担行為の整理時期は交付決定のときと規定されているが、交付決定後に支出負担行為を行っているもの。（東・中・西各福祉事務所）
- (5) 支出負担行為の決裁区分を誤っているもの。（中・西各福祉事務所）
- (6) 地方自治法第 232 条の 5 第 1 項において、普通地方公共団体の支出は、債権者のためであれば、これをすることができないと規定されているが、債権者以外への支払に必要な委任状が提出されていないもの。（東・中・西各福祉事務所）
- (7) 企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準（以下「運用基準」という。）において、補助対象経費の補助率の上限は原則 2 分の 1 と規定されているものの、政策的判断を明確に示すことなく、2 分の 1 を超えて補助金を交付しているもの。（東・中・西各福祉事務所）
- (8) 運用基準において、実績報告書に領収証書等の添付を義務付けるよう規定されているものの、義務付けていないもの。（東・中・西各福祉事務所）
- (9) 運用基準において、事業広報等に補助事業であることの表示を義務付けるよう規定されているものの、義務付けていないもの。（東・中・西各福祉事務所）

措置内容

措置済

(1)

指摘事項につきましては、交付申請書の確認が不十分であったことが原因であり、令和8年度は提出された資料を複数人で精査し、交付申請時の会員名簿に生年月日の記載漏れがないことを確認いたしました。今後同様のことがないよう適正に事務処理を行ってまいります。

(2)

監査指摘のあったクラブにつきましては、令和8年度において会費を徴収していることを確認しており、適正に事務処理を行っております。その他のクラブにつきましても、今後は提出された資料を精査し、同様のことがないよう適正に事務処理を行ってまいります。

(3)

指摘事項につきましては、当該経費を補助対象経費に含めることが必要と判断し、令和8年4月1日付で補助対象経費とするよう要綱を改正し、適切に事務処理を行っております。

(4)

指摘事項につきましては、財務規則の不確認により発生したものであり、令和8年度より交付決定時に支出負担行為を行いました。今後も適正な事務処理を行ってまいります。

(5)

指摘事項につきましては、専決事項の不確認により発生したものであり、令和8年度より適正な専決者が決裁しております。

(6)

指摘事項につきましては、令和8年度より振込依頼書に委任状欄を追加するよう様式を改め、改正後の様式を適切に運用し、適正な事務処理を行っております。

(7)

老人クラブには、高齢者の社会参加促進や健康維持、地域コミュニティの活性化や孤立防止といった地域福祉の重要課題への対応が期待される中、その活動に要する費用を補助することにより、高齢者の生活の質向上と高齢者福祉の増進を図るという本事業の目的を達成できると考えられ、また特に本補助金の補助対象活動である社会奉仕活動、教養講座開催活動、健康増進活動は公益的性質が非常に高いことから、補助率については10/10としており、令和8年度よりそのことを起案に明記して決裁を行ったうえで、交付決定をしております。

(8)

指摘事項につきましては、令和 8 年度に高齢介護課が運用基準に基づき要綱を改正し、領収書等の添付義務を明記しました。その改正に伴い、各老人クラブに対して領収書等の添付義務について周知を徹底するとともに、実績報告の際には確認してまいります。

(9)

指摘事項につきましては、運用基準の確認が不十分であったことから発生したものであり、令和 8 年度より高齢介護課が作成した説明文に基づき、各クラブに対して周知を図りました。

今後も周知を徹底してまいります。

5 郵便切手等の管理について

当福祉事務所では、郵便切手等について、受払簿を備え付け管理している。

ところで、受払簿に記載された郵便切手等の残高と実際の残高に差異が生じているものが見受けられた。

適正な管理をされたい。(東・中各福祉事務所)

措置内容

措置済
指摘事項を踏まえ、令和８年２月より郵便切手等管理簿の更新を行うとともに実際残高の照合を行い、差異が生じないように管理しております。今後も、適正な管理を行ってまいります。

<検討又は改善を要する事項>

東福祉事務所

1 福祉電話貸与事務について

在宅の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とし、老人日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、福祉電話貸与事業を行っている。

貸与に伴い、市は福祉電話に係る経費負担のうち、架設工事費、電話加入料及び基本料を負担することとしている。

ところで、休止届の手續を怠っていたため、福祉電話の基本料が請求され、支出しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

指摘事項を踏まえ、令和 8 年 3 月の福祉電話廃止決定起案時より、業者へ送信した停止依頼メール本文及び業者からの受付完了メール本文を添付し確認の徹底を図りました。

また、上記起案の回議ルートに支払い担当部署を追加する手順を確立し、相互に点検を行うことで再発防止に取り組んでおります。

今後もこの体制を継続し、手續に漏れが生じないよう、適正な事務処理を行ってまいります。

2 備品の管理について

財務規則第 193 条において、備品については、備品整理票を貼り付けるなどにより、品名、整理番号（以下「品名等」という。）を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、品名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
指摘事項を踏まえ、処理漏れのあった備品については備品整理票を貼付し令和 8 年 2 月より適正に処理しております。 今後は備品を購入した際の備品整理票の貼付について確実に実施し、適切な管理を行ってまいります。

<検討又は改善を要する事項>

中福祉事務所

公用車の安全運転管理について

公用車の安全運転管理については、運転前後の酒気帯びの有無や運転免許証有効期限を確認し、安全運転管理確認表に記録するよう安全運転管理者から通知されている。

ところで、同確認表に記録がないものが多数見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

指摘事項につきましては、令和 8 年度より車両別運行日誌に安全運転管理確認表の項目を追加するよう様式を変更し、運転前後の酒気帯びの有無や運転免許証有効期限を確認のうえ、記録するとともに、記載漏れがないよう確認を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

西福祉事務所

資金前渡事務について

当福祉事務所では、地方自治法施行令第161条第1項の規定により、生活保護費や就労自立給付金の窓口支給に係る資金の前渡を受けている。

ところで、一部の現金出納簿において、現金を手渡した日及び金額を記載すべきところ、資金前渡の口座から引き出した日及び金額を記載しており、別途管理簿も作成していなかった。

資金前渡職員は、自らが管理する現金及び預金について現金出納簿により前渡資金の動きを明らかにする必要がある。前回までの監査時にも指摘しているものであり、早急に是正し適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

資金前渡により管理している現金につきましては、令和8年4月分より現金出納簿の記載方法についての見直しを進め、金融機関への出入金の現金出納簿とは別に、受給者に現金を支給した日付順に金額を記入した現金出納簿を作成いたしました。

定期監査等結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 諸 角 裕 久

2. 通知を受けた日

令和 8 年 8 月 25 日

3. 監査結果に関する報告

令和 8 年 4 月 10 日監報第 2 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校園所管事務

<検討又は改善を要する事項>

学校園

1 郵便切手等の管理について（施設整備室所管）

学校園では、施設整備室から配布された郵便切手等（以下「切手等」という。）について、受払簿を作成し、管理を行っている。

ところで、月ごとに複数の職員で行うとされている受払簿と切手等の確認及び決裁を行っていない。

適正な事務処理をされたい。

（くすは縄手南校前期課程）

措置内容

措置済

ご指摘の事項につきまして、月ごとに複数の職員で確認及び決裁を行うように、監査後すぐに、改善しました。

また、令和8年2月26日付で全学校園に対して、切手の取扱いについて適切な事務手続を行うよう改めて周知しました。今後についても、年度当初等に適正な事務手続について通知し、周知徹底を図ってまいります。

2 備品の管理について（施設整備室所管）

財務規則第 193 条において、備品については、備品整理票を貼り付けるなどにより、品名、整理番号（以下「品名等」という。）を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、品名等を表示していないものや、整理番号を誤って表示しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

（くすは縄手南校前期課程、後期課程）

措置内容

措置済

ご指摘の事項につきまして、品名等を表示していないものについては、備品シールを貼付し、整理番号を誤って表示しているものについては、監査後すぐに修正しました。

また、令和 8 年 2 月 26 日付で全学校園に対して、備品の取扱いについて適切な事務手続を行うよう改めて周知しました。今後についても、年度当初等に適正な事務手続について通知し、周知徹底を図ってまいります。

3 学校施設の使用許可に関する事務について（施設整備室所管）

学校施設の目的以外の使用については、学校施設使用条例及び学校施設使用条例施行規則に規定されている。

ところで、同条例施行規則第8条において、学校施設の使用を終えたときは、使用者は、速やかに学校施設使用報告書により学校長に報告しなければならないと規定されているが、報告されていない。

適正な事務処理をされたい。

（くすは縄手南校前期課程）

措置内容

措置済

ご指摘の学校施設使用報告書につきましては、令和8年1月22日にくすは縄手南校前期課程に提出されました。

また、令和8年2月26日付で全学校園に対して、学校施設の使用許可について適正な事務手続を行うよう改めて周知しました。今後についても、年度当初等に適正な事務手続について通知し、周知徹底を図ってまいります。

<検討又は改善を要する事項>

学校園

補助金に係る事務について（学校教育推進室所管）

学校園では、学校園教育活動支援事業費について、市から補助金の交付を受けている。

ところで、当該補助金について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 補助金入金後に、経費を立て替えて支出しているもの。

（くすは縄手南校前期課程、後期課程）

- (2) 経費の支出において、個人所有のクレジットカード及び電子決済を利用しているもの。

（くすは縄手南校後期課程）

措置内容

措置済

- (1)

ご指摘を踏まえ、当該校には令和 8 年 2 月に適正な事務処理を行うよう指導いたしました。
また、今回の指摘事項につきましては、令和 8 年 4 月開催の全学校園の管理職が参加する連絡会においても指導、周知いたしました。

- (2)

ご指摘を踏まえ、当該校には令和 8 年 2 月に適正な事務処理を行うよう指導いたしました。
また、今回の指摘事項につきましては、令和 8 年 4 月開催の全学校園の管理職が参加する連絡会においても指導、周知いたしました。